

福山市ブロック塀等の安全確保事業に係る申請上の注意点・よくある質問事項

2019年8月23日作成

福山市建築指導課

(避難路)

Q1. 所有するブロック塀等の面する道は小学校の通学路には指定されていないが、小学生は通行している。補助対象ブロック塀等に該当するか。なお、緊急輸送道路には面していない。

A1. 該当しません。

補助対象ブロック塀等は避難路(通学路及び緊急輸送道路)に面している必要があります。避難路に該当する通学路とは、各小学校により指定されたものに限られます。

指定された通学路は本市教育委員会学校教育課学校保健課へ各学校から届出がなされるため、所有するブロック塀等が面する道が通学路に該当するかは、学校保健課で確認することができます。

なお、建築指導課へ電話等でお問い合わせいただければ、当課で学校保健課へ確認し、当該ブロック塀が面する道が通学路に該当するかを回答いたします。

(補助対象事業)

Q2. 補助対象のブロック塀等を除却し生垣を設置する工事は補助対象事業の建替工事に該当するか。

A2. 除却後に設置する生垣が除却するブロック塀等に対応するもの(形状や配置等)であると認められる場合は建替工事に該当します。該当するかどうかは個別で判断することとなりますので計画をもってご相談ください。

なお、生垣の設置であっても、軽量フェンス等を設置する場合と同様に、設置後、適切に維持管理を行う必要があります。

Q3. 既存のブロック塀の下1段を残した除却など、既存ブロック塀を部分的に除却する場合も補助対象事業となるか。

A3. 補助対象事業の除却工事は原則として、敷地内における避難路に面するブロック塀等の全てを除却する工事が該当します。しかし、部分的な除却の事業計画であっても、その事業により残されるブロック塀等が「地震に対して安全な構造となること」が確認できる場合は補助対象事業に該当します。個別での判断することとなりますので計画をもってご相談ください。